

令和3年8月の大雨災害等における被災者対応等について

1 要旨

災害警備活動として被災者の救出活動、行方不明者の捜索活動等を行ったほか、次のとおりの被災者対応等を実施した。

2 背景

被災者の体感治安の確保、生活再建支援といった観点から実施したものの。

3 概要

(1) 対象者

令和3年8月の大雨災害等における被災者

(2) 実施内容（主な警察措置等）

ア 土石流現場における対応

広島市西区で発生した土石流現場において、広島西警察署、機動隊等が消防と連携し、付近住民の安否確認及び避難誘導等を実施した。

イ 特別生活安全部隊（メイプル隊）による活動

8月21日以降、2車4名で広島市西区及び安佐南区の避難所の巡回を実施した。

※ 特別生活安全部隊

被災地等において、避難所等の訪問を通じた相談活動及び防犯指導活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理に当たる。

ウ 自動車警ら隊による警戒活動

8月20日以降、2車4名で広島市西区、安佐南区及び安芸高田市の避難指示地区等の警戒を実施した。

エ 警察関係手数料等の免除

大雨災害等によりやむを得ず必要が生じた被災者からの申請に係る手数料を免除することとした（9月2日以降受付開始）。

※ 運転免許証再交付手数料

自動車保管場所証明書交付手数料

保管場所標章交付・再交付手数料 等々

(3) スケジュール

令和3年8月11日以降順次

(4) 予算（国庫・単県）